

令和5年度(2023年度) 豊中市チャレンジ事業補助金募集要領

1. 豊中市チャレンジ事業補助金の目的

豊中市チャレンジ事業補助金は、市内事業者や市内事業者で構成されるグループまたは団体が新たに取り組む事業で、市内事業者のビジネス拡大や市内での消費拡大が期待されるものに対し、市から補助金を交付することにより、その効果を高める又は事業の促進を図るものです。

2. 令和5年度(2023年度) 制度概要

(1) 募集する事業は「チャレンジコース」、「コミュニティビジネスコース」の2コースに加え、令和5年度は、創業後5年未満の事業者を対象に「スタートアップ支援コース」を新設します。

①「チャレンジコース」

新技術・新製品・新サービス等を開発するための取り組み、展示会への出展などの販路拡大のための取り組み、大学やデザイナー等と中小企業の新たな事業展開のための取り組み、コロナ禍における社会経済状況の変化に対応する業態転換等に係る経費を一部補助します。

②「コミュニティビジネスコース」

社会・地域課題解決にビジネス手法を取り入れているコミュニティビジネス(CB)事業に係る経費を一部補助します。

NEW

③「スタートアップ支援コース」

創業後5年未満の事業者、令和5年度中に創業する予定の方(※)を対象に、創業にかかる経費、創業後の事業拡大のための新たな取り組みなどにかかる経費を一部補助します。

※以下の個人、法人いずれかに該当する方(第二創業含む)

(1) 個人

ア 創業していない個人

補助金事業実施期間中に市内に本店を設置する法人の設立または市内に主たる事業所を設置し、開業届の提出を行う具体的な計画を有し、その代表になる者

イ 個人事業主

市内に主たる事業所を設置し、税務署に開業届の提出を行っており、開業日の翌日から起算して補助金申込み時点で5年以内の者

(2) 法人

市内に本店を設置する法人であって、設立日の翌日から起算して補助金申込み時点で5年以内の者

※法人設立前に個人事業主として事業を行っていた方は、個人事業主の開業日の翌日から起算します。

(2) 補助対象費目の拡充及び補助上限額の上乗せ。

令和5年度は、多様な人材の確保のための職場環境改善に資する施設整備費も補助します。

補助上限額は「200万円」ですが、下記対象費目を計上する場合は、補助上限額に別枠で下記の金額を上乗せします。

「①②④の場合：最大100万円」、「③の場合：最大150万円」（費目の併用可。）

①「改装工事費」

新たな事業にチャレンジする場所として、商業集積地の空き店舗を活用する場合の空き店舗の改修費等

②「車両改修費」

業態転換として、新たに移動販売用車両（キッチンカー等）を活用して事業を展開される場合の車両の改修外注費や車両に設置する器具設備費等

③「機械装置・システム構築費」

新たな事業にチャレンジするために必要かつ新規に導入する機械装置や情報システムの購入・借用・改修に要する設備投資導入費等

NEW

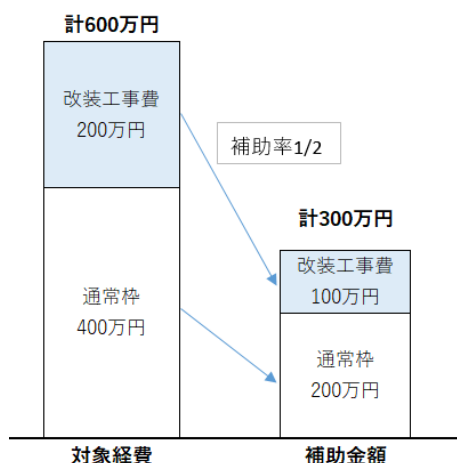
④「人材確保促進環境整備費」

新たな事業へのチャレンジに合わせ、多様な人材を確保するため、職場環境改善に取り組む際に必要な整備にかかる費用等

・補助金額の例（チャレンジコース、コミュニティビジネスコースの場合）

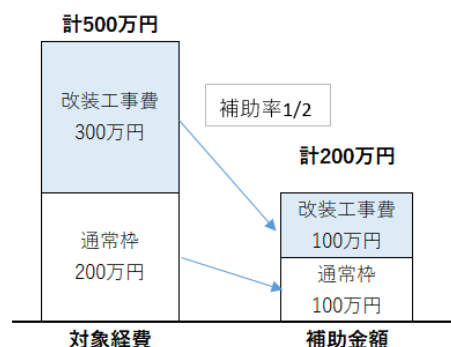
例1)

上乗せ対象経費以外の補助対象経費（通常枠）が400万円、
改装工事費にかかる経費が200万円の場合



例2)

上乗せ対象経費以外の補助対象経費（通常枠）が200万円、
改装工事費にかかる経費が300万円の場合
※下記のように、補助上限額については通常枠と上限上乗せ費目それぞれでの計算となります。



| | チャレンジコース | コミュニティビジネスコース | スタートアップ支援コース |
|--------------|--|--|------------------------------|
| 内 容 | 新製品・新サービス等の開発や展示会出展による販路拡大など、新たに事業展開するための取り組み | 地域の課題解決をビジネスとして継続的に実施することで、地域活性化や事業の自立・発展を実現する取り組み | 創業にかかる経費、創業後の事業拡大のための新たな取り組み |
| 事 業 費 | 概ね 100 万円以上 | | |
| 補 助 率 | 2 分の 1 | | 3 分の 2 |
| 補助上限額 | 200 万円（下記①②③④を計上する場合、上乗せ補助あり） | | |
| 補助対象者 | 市内の事業者（大企業を除く） | 市内の事業者 | 創業後 5 年未満の市内の事業者、市内で創業予定の方 |
| 事 業 期 間 | 令和 5 年（2023 年）6 月頃 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日 | | |
| 補助上限額 上乗せ | <p>下記①②③④の費目を計上する場合、上乗せ補助します。</p> <p style="text-align: center;"> { （追加額）上乗せ上限額：①②④ 100 万円、③ 150 万円 補助率：2 分の 1（チャレンジコース・コミュニティビジネスコース） 3 分の 2（スタートアップ支援コース） </p> <p>①「改装工事費（空き店舗の改修費用）」 新たな事業にチャレンジする場所として、商業集積地（※）の空き店舗を活用する場合 （※）商業集積地とは…豊中市立地適正化計画に規定する駅前周辺の都市機能誘導区域</p> <p>②「車両改修費（車両の改修費用や車両に設置する器具設備費用）」 業態転換として、新たに移動販売用車両を活用して事業を展開される場合</p> <p>③「機械装置・システム構築費」 新たな事業にチャレンジするために必要な機械装置や情報システムを新規で購入・借用・改修する場合</p> <p>④「人材確保促進環境整備費」 新たな事業へのチャレンジに合わせ、多様な人材を確保するため、職場環境改善に取り組む際に必要な整備にかかる費用等</p> | | |

3. 補助対象者

この補助金を申請することができる者は、次のとおりです。

チャレンジコース・コミュニティビジネスコース

【 1 社 】

市内の事業者（※1）

【グループ】

市内の事業者が幹事であり、メンバーの2分の1以上が市内の事業者で構成されるグループ

【 団 体 】

構成員の2分の1以上が市内の事業者で構成される市内の商業団体・工業会等

ただし、補助金の交付申請時点で設立から1年以上が経過しており、活動実績がある団体に限ります。

スタートアップ支援コース

【 1 社 】

以下の個人、法人いずれかに該当する方

(1) 個人

ア 創業していない個人

補助金事業実施期間中に市内に本店を設置する法人の設立または市内に主たる事業所を設置し、開業届の提出を行う具体的な計画を有し、その代表になる者

イ 個人事業主

市内に主たる事業所を設置し、税務署に開業届の提出を行っており、開業日の翌日から起算して補助金申込み時点で5年以内の者

(2) 法人

市内に本店を設置する法人であって、設立日の翌日から起算して補助金申込み時点で5年以内の者

※法人設立前に個人事業主として事業を行っていた方は、個人事業主の開業日の翌日から起算します。

※1 事業者とは、次のいずれかにあてはまる者とします。

- 1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者
- 2) ビジネス的事業運営に取り組む NPO 等
- 3) 前2号に掲げる者を構成員とし、経済活動を行う団体
- 4) 中小企業基本法に定める中小企業者の規模を超える企業（以下、「大企業」という。）

★申込者（代表者）が大企業の場合は、コミュニティビジネスコースのみの申込みとなります。

- ※2 グループの場合は、幹事が代表してお申込みいただきます。
幹事は本補助金において市に対する代表窓口、及び会計面での責任を負います。
- ※3 申込者は、豊中市税を完納している必要があります。ただし、非課税または免除の場合は納税しているものとみなします。また、納税義務のない任意団体においては、その代表が豊中市税を完納していれば問題ありません。
- ※4 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者、風俗営業を営む者及びその他社会通念上、公的補助金を受けることがふさわしくない者は除きます。

4. 募集事業の内容（補助対象事業）

◆補助対象事業の要件

- ① 申込者（市内事業者）にとって新たな取組み（チャレンジ）であること
※すでに多くの事業者が取り組んできた内容であっても、申込者にとって、新たに取り組む一歩であり、その一歩を踏み出すことが申込者の経営力（事業の安定化、事業拡大、事業転換…等）の強化につながる事業であれば、補助対象とするものであり、必ずしも全国に先駆けるような新規性を問うものではありません。
- ② グループ・団体の場合、申込者の構成員のうち、特定の構成員の利益の増進に限定されるものではないこと
- ③ 申込時点において、補助対象経費の合計額（事業費）が概ね 100 万円以上の額であること

5. 補助金額等

| | |
|-----------|---|
| 補助率・補助上限額 | 【チャレンジコース・コミュニティビジネスコース】 補助率：2分の1 補助上限額：次のうちいずれか少ない額が上限。(1,000円未満切り捨て) ①補助対象経費の合計額の2分の1 ②200万円(「改装工事費」、「車両改修費」、「人材確保促進環境整備費」を計上する場合は100万円、「機械装置・システム構築費」を計上する場合は150万円を上乗せ) |
| | 【スタートアップ支援コース】 補助率：3分の2 補助上限額：次のうちいずれか少ない額が上限。(1,000円未満切り捨て) ①補助対象経費の合計額の3分の2 ②200万円(「改装工事費」、「車両改修費」、「人材確保促進環境整備費」を計上する場合は100万円、「機械装置・システム構築費」を計上する場合は150万円を上乗せ) |

- (1) 補助金額の算定にあたり、補助事業により発生した収入は、補助金に優先して補助対象経費の支払いに充てるものとします。補助金額は、補助対象経費から、これらの収入を控除した額の範囲内となります。
- (2) 交付決定は、予算の範囲内で行います。
交付決定額は、申込内容を審査のうえ、減額することがあります。
- (3) 実際に交付される補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定額を上限として確定します。

6. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費の基本的な考え方

以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。

- ①使用目的が、補助対象事業に限定されることが明確であること
- ②交付決定日以降に発生し、補助対象期間中に支払いが完了していること
- ③支払いを確認できる必要な資料がすべてそろっていること

(2) 補助対象経費となる期間について

補助金交付決定日以降に発生し、令和6年(2024年)3月31日までに終了(支出)し、かつ、市が指定する期日までに市への実績報告がなされるものが対象となります。

*補助対象となる経費は、補助期間中に取り組んだものに限られます。

補助事業期間中に発注・支払等がされていても、実際の事業取り組みが補助対象期間外であれば、補助対象にはなりません。

*見積もりは交付決定前でも構いませんが、「発注」「納品」「請求」「支払い」がすべて交付決定日以降、補助対象期間中に行われている必要があります。

*やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合は、市と相談のうえ、豊中市チャレンジ事業補助金事前着手届(様式第4号)をご提出ください。

(3) 財産の管理と処分について

補助対象経費により取得した財産(以下、「取得財産」という。)については、金額に関わらず、補助金交付の目的たる事業を遂行するために使用するとともに、善良なる管理者の注意をもって適切に管理してください。

*取得財産の単価が10万円以上の場合、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)の定めに従って適切に管理してください。

*取得財産については、取得日から5年間(※取得財産の単価が10万円以上の場合は前文に定める期間)は、補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはなりません。

(4) 補助対象経費となる費目について

| 補助対象費目 | 内容 |
|-----------|--|
| 謝金 | 補助事業実施に当たり、補助事業者に対する専門家からのアドバイスに対して支払われる謝金等です。 補助事業者が事業として実施するセミナー等の講師謝礼は含まれません。 |
| 会場・機材等借上料 | 会議等のための会場費と展示会等出展費用、イベント会場借上料等です。 会場設営費用等も含まれます。 |
| 原材料費 | 原材料として購入し、加工するものを購入する経費等です。 |
| 外注費・委託費 | 補助事業者が事業の一部を実施することが困難な場合の外注・外部委託や、そうすることでより効果的に事業を達することができる場合の委託費用等です。 原稿料等も含まれます。 |
| 知的財産権取得経費 | 知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用等です。 (出願料等は含みません。) |
| 印刷製本費 | 座学講習テキスト、報告書等の印刷等、本事業に必要な経費等です。 なお、補助事業者等のコピー機を利用する場合にあっては、原則実費（算定基準が明確になるものに限る。用紙代含む。）で精算します。 |
| 広告宣伝費 | 印刷物等の作成、新聞折込等、補助事業の実施に必要な広告宣伝の経費等です。 |
| 工具備品借上料 | 補助対象事業において必要な工具備品の借用に要する費用です。ただし、汎用性が高く使用目的が特定できないものを除きます。 <u>また、市内に設置するものに限ります。</u> |
| 通信運搬費 | 他の事業の経費と明確に区分できる切手代、資料の発送費等です。 また、補助事業に係る部分の回線等使用料・設置にかかる初期費用・回線工事料も補助対象となります。 |
| 保険料 | イベント保険等の保険が対象となります。 |
| 景品・記念品代 | 補助対象事業においてモニターアンケート等を行う際の景品・記念品代が対象となります。展示会等で配るモニター商品等も対象になります。 (不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律（第三百三十四号）に基づく景品規制の限度内のものに限る) |

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>機械装置・システム構築費</p> | <p>補助対象事業において必要かつ新規に導入する機械装置及び情報システムの購入・借用・改修に要する費用です。ただし、汎用性が高く使用目的が特定できないものを除きます。<u>また、市内に設置するものに限り</u>ます。</p> <p>(例：製造業や建設業における自動的な製造ラインを構成する高機能な機械設備の導入費用やデジタル化に向けてソフトウェア・情報機器等の情報化投資費用など)</p> |
| <p>改装工事費 (空き店舗を改修する場合のみ対象)</p> | <p>解体費、内装費、電気工事費、空調工事費、ガス工事費、給排水工事費、清掃費等です。ただし、汎用性が高く使用目的が特定できない備品（冷暖房機器、照明機器、音響設備等）購入費は除きます。</p> <p>※都市機能誘導区域に位置する店舗物件で、空き店舗として3か月以上事業が営まれていない状態が継続している店舗を改修する場合のみ対象となります。</p> |
| <p>車両改修費 (移動販売用車両に改修する場合のみ対象)</p> | <p>移動販売用車両（キッチンカー等）の改修外注費や車両に設置する器具設備費等です。ただし、移動販売用車両の購入費や汎用性が高く使用目的が特定できない器具設備の購入費は除きます。</p> <p>(「車両に設置する器具設備費」とは、家庭用でなく、<u>車両のみで使用するもの</u>に限りです。家庭内で使用できる製品を購入した場合、原則、車載用に加工するものが対象となりますが、やむを得ない事由がある場合は、市へご相談ください。)</p> |
| <p>人材確保促進環境整備費</p> | <p>多様な人材の確保を図るため、勤務形態や国籍などに関わらず、快適に働くことができる職場環境への改善（新築、増築、リフォーム）に要する施設整備費等です。対象経費は、概ね「改装工事費」と同じです。</p> <p>(例) 女性更衣室の設置、休憩室の設置、子育てスペースの設置など</p> |
| <p>その他市長が必要と認めた経費</p> | <p>——</p> |

(注1) 製品等の量産に係る費用は対象にはなりませんので、ご注意ください。

(注2) 物品の購入等にかかる送料、運賃は対象にはなりませんので、ご注意ください。

(注3) 補助対象経費には消費税及び地方消費税は含みません。

7. 申込方法

(1) 提出書類

| 提出書類 | 提出区分 (1社) | 提出区分 (グループ) | 提出区分 (団体) |
|--|--------------|----------------|--------------|
| <全コース共通> | | | |
| ① 豊中市チャレンジ事業補助金交付申込書 (様式第 1-1 号) | ◎ | ◎ | ◎ |
| ② 豊中市チャレンジ事業補助金実施計画書 (様式第 1-2 号) | ◎ | ◎ | ◎ |
| ③ 豊中市チャレンジ事業補助金予算書 (様式第 1-3 号) | ◎ | ◎ | ◎ |
| ④ 申込事業者について (様式第 1-4 号) | ◎ | ◎ | — |
| ⑤ 幹事選定報告書 (様式第 1-5 号) | — | ◎ | — |
| ⑥ 役員等名簿 (様式 1-6 号) | — | — | ◎ |
| ⑦ 豊中市チャレンジ事業補助金誓約書 (様式第 1-7 号) | ◎ | ◎ | ◎ |
| ⑧ 事業の補足説明資料 (様式自由、A4 サイズ) | △ | △ | △ |
| ⑨ 法人の場合：履歴事項全部証明書 (※発行から 3 か月以内のもの) 個人の場合：印鑑証明書 (※発行から 3 か月以内のもの) 創業後 1 年未満の場合は、あわせて開業届 ※スタートアップ支援コース申込者が申込時点で未創業の場合、採 択者については実績報告までに履歴事項全部証明書 (法人) ま たは開業届 (個人) を提出していただきます。 | ◎ | ◎ | ◎ |
| ⑩ 豊中市税の完納を証する書類 例) 豊中市税に未納のない証明書 | ◎ | ◎ (幹事のみ) | ◎ |
| ⑪ 直近 2 期分の決算関係書類 (※) | ◎ | ◎ (幹事のみ) | ◎ |
| ⑫ 事業や法人を紹介するパンフレット等 | △ | △ | △ |
| ⑬ 年間の事業計画書・事業報告書 | △ | △ | ◎ |
| ⑭ 定款又は会則 | — | — | ◎ |
| ⑮ 役員名簿 | — | — | ◎ |
| ⑯ 会員名簿 | — | — | ◎ |
| ⑰ 事業の実施を承認した総会・理事会等の概要 | — | — | ◎ |
| <空き店舗改修を行う場合> 上記書類を添えて、下記書類も提出してください。 | | | |
| ⑱ 物件状況証明書 (様式第 1-8 号) | ◎ | ◎ | ◎ |
| ⑲ 空き店舗の位置図 | ◎ | ◎ | ◎ |
| ⑳ 改装後のイメージ図 | △ | △ | △ |

(◎：必須書類 △：あればご提出ください —：提出する必要はありません)

(※) 注 1. 決算期が 2 期に達していない場合は 1 期分。直近決算月から半年以上経過している場合は、直近 2 期分の決算関係書類にあわせて直近の試算表。

注 2. 創業 1 年未満で決算書の提出ができない事業者は、事業計画書および収支予算書。あわせて直近の試算表 (任意)。

(2) 事前相談期間

令和5年(2023年)4月4日(火)から令和5年(2023年)4月7日(金)まで
(土・日曜日、祝日は除く、午前9時から午後5時まで)

(注) 例年、受付完了までに時間を要する案件が発生しております。そのため、申込みを行う前に内容等についてあらかじめご相談いただける「**事前相談期間**」を設けています。

事前相談につきましては、豊中市産業振興課やとよなか起業・チャレンジセンターが受付しておりますので、お問合せください。(郵送は不可)

また、事前相談期間以降でも申込期間中は随時相談受け付けておりますのでご活用ください。

なお、窓口にお越しになられる場合は、必ず電話等での事前予約をお願いいたします。

相談先：事業の企画・立案については、とよなか起業・チャレンジセンター

申込書の書き方や対象経費などの制度については、豊中市産業振興課

(3) 申込方法

令和5年(2023年)4月10日(月)から令和5年(2023年)4月21日(金)までに

窓口、郵送、メールのいずれかでお申込みください。

【お申込み先】

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部 産業振興課 振興係

TEL：06-6858-2188

E-mail: sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

8. 審査・プレゼンテーション

(1) 審査の流れ

①書類審査

申込み資格及び申込み内容に関する書類審査(1次選考)を実施します。

②プレゼンテーション審査

・書類審査を通過した方は、お申込みいただいた事業計画についてのプレゼンテーション審査(2次選考)を実施します。

・プレゼンテーション審査の日程については、令和5年(2023年)5月中旬頃を予定しています。決まり次第、対象者には開始時間や用意していただくもの等について、別途お知らせいたします。

※プレゼンテーション審査の指定時間に遅刻・欠席した場合は、不採択となります。

・プレゼンテーション審査においては、豊中市産業振興審議会の中小企業振興部会からの質問を行うことがあります。

*審査にあたって、専門家等に意見を求める場合があります。

(2) 交付決定について

豊中市産業振興審議会の中小企業振興部会の意見を参考にしうえて、市が決定します。

(3) 評価基準

| 項目 | | 配点 | | | 内容 |
|-----------|---------------|--------------|-----------|--------------|--|
| | | チャレンジ コース | CB コース | SU 支援 コース | |
| ①チャレンジ性 | 新規性 挑戦性 | 1 5 | 5 | 1 5 | 申込者にとっての新規性、挑戦的要素を含む事業計画であるか。 |
| | 先駆性 革新性 | 1 0 | 1 0 | 1 5 | 先駆性、革新性のある事業であるか。他事業者のビジネスモデルとなるような事業か。 |
| ②事業継続性 | 継続性 | 1 5 | 1 5 | 1 0 | 補助金を有効に活用し、補助期間終了後は自立的に事業を継続していく姿勢があるか。 |
| | 自立性 事業性 | 1 0 | 1 0 | 1 0 | 収支計画を立て、補助事業終了後、補助金なしに事業を継続できる見通しがたっているか。 |
| ③市場性 | 市場ニーズ | 1 5 | 1 0 | 1 5 | 市場のニーズがあるか、または、ニーズを掘り起こすことができるか。 |
| | 将来性 | 1 0 | 5 | 1 5 | 商品、サービスやその提供方法に独自性、新規性、競争優位性はあるか。事業拡大を見込んでおりその道筋が描けているか。 |
| ④実現可能性 | 財務健全性 実施体制 | 1 5 | 1 5 | 1 0 | 財務状況が健全であり、事業実施が可能な資金、組織体制が確保されているか。 |
| | 専門的知識 経験 | 1 0 | 5 | 1 0 | 事業実施のための専門的知識や経験などを有しているか。 |
| ⑤地域への波及効果 | 地域性 社会性 | — | 1 5 | — | 事業に取り組むことで、地域内の他事業者・団体に経済的影響を与えるものか。 |
| | 発展性 | — | 1 0 | — | 社会的課題に取り組む、または、地域密着型のビジネスモデルで地域課題を解決するような事業計画になっているか。 |

次の5項目について、総合的に判断します。

(4) 審査結果

審査結果について、令和5年（2023年）6月上旬に書面にて通知いたします。
審査内容に関するお問い合わせについては応じられません。あらかじめご了承ください。

(5) 公表

補助対象事業の決定を受けた事業については、企業、グループ又は団体名、幹事企業名、事業名、並びに事業概要等について、公表させていただきます。

(6) スケジュール

| | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 3月3日（金） | 説明会 |
| 4月4日（火）～4月7日（金） | 事前相談期間 |
| 4月10日（月）～4月21日（金） | 申込書類受付期間 |
| 4月21日（金） | 募集締切（正午必着） ※メールの場合は、正午まで受信したもの |
| 5月上旬 | 第1次選考（書類審査） |
| 5月中旬 | 第2次選考（プレゼンテーション審査） |
| 6月上旬 | 選考結果通知、事業実施 |

※メールで申し込まれる場合は、メール送信後、電話でご連絡ください。
また、必要書類の不備等がある場合は、受理できませんので、あらかじめご了承ください。

(7) 補助対象事業決定後について

補助金は精算払いとなります。補助決定事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただき、確認させていただいた上で、補助金を交付いたします。

9. 補助事業者の義務

- ①補助事業の経費の配分の変更（20%以上の場合）、又は事業内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に承認を得てください。
- ②補助事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- ③補助事業完了後、補助金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。
- ④補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間（令和11年（2029年）3月31日まで）保存してください。
- ⑤補助決定事業の成果について、発表を求めることがあります。
- ⑥補助事業の成果物等について発表する場合は、本補助金の交付を受けたことを明示してください。

10. 問合せ先

【申込書の提出先、その他制度全般について】

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部 産業振興課 振興係

TEL : 06-6858-2188 FAX : 06-4865-2058

E-mail: sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

【事業内容の相談について】

〒561-0831 豊中市庄内東町 2丁目 1-4 庄内駅前庁舎 2階

とよなか起業・チャレンジセンター

TEL : 06-6335-4375